秘密保持に関する誓約書

入札参加予定者（以下「乙」という。）は、山梨県（以下「甲」という。）が行う「山梨県新税務システムソフトウェア等賃貸借」（以下「本業務」という。）の入札に際し、甲の指示された事項を守り、下記のとおり保秘を要する内容について、知り得た情報を他に漏らさないことを誓います。

記

１　総則

　　乙は、甲から提供された本業務に関する資料及び情報（以下「資料等」という。）を、第三者に一切開示、漏えいまたは提供しない。

２　守秘義務を負う資料等

　　乙が守秘義務を負う資料等は次のとおり。

　(1)　「山梨県新税務システムソフトウェア等賃貸借仕様書」及び関係資料

　(2)　本業務についての質問に対する回答

　(3)　本業務のために、甲から提供する資料、甲が保有する資料の閲覧により得られた情報及び甲から口頭により開示された情報

３　守秘義務の内容

　　乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって守秘義務を負い、次の事項を遵守する。

　(1)　本業務を直接担当する乙の担当者（以下「担当者」という。）以外には資料等の取扱いをさせないこと。

　　　ただし、乙は甲の承諾により担当者以外に取り扱わせることができる。この場合は、乙は担当者以外の秘密保持について責任を持つこととする。

　(2)　資料等は、乙の管理する場所に厳重に保管し、保管場所から搬出しないこと。

　(3)　資料等は、甲の事前の承諾なしに廃棄、複製をしないこと。

　(4)　資料等は、担当者以外に開示しないこと。

　　 　ただし、開示時に公知である情報、開示前から乙が正当に取得または保持していたと証明できる情報及び開示の権利を有する第三者から当該第三者が守秘義務を負うことなく適正に入手した情報は除く。

(5)　上記(1)から(4)の事項を遵守するため、担当者に対して守秘管理を徹底させるため必要な指導を行うこと。

　(6)　本誓約書に記述のない事項については、乙は、信義に従い誠意を持って甲に協議のうえ別途これを定めるものとすること。

４　資料等の返却

　(1)　乙は、入札日に仕様書及び甲が指定する資料並びにその複製物を甲に返却すること。

(2)　乙は、入札に参加する意思の無くなったときには、その事実が発生した後速やかに上記(1)に該当するものを返却すること。

　 　　　　　 平成　　年　　月　　日

　山梨県知事　後　藤　　斎　殿

　 　　　　　　　　　　入札参加予定者　　 住　　所

　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　代表者名

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 責任者名　　　　　　　　　　　　　　印